

昭和56年9月22日 火曜日

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日)
(たるの翌日)

昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号) 第二条の規定により告示する。
昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平林 鴻三

目

次

◇告示

身体障害者福祉法による医師の指定
保安林の指定の解除(四件)

解除予定の保安林(六件)

土地収用法による土地の立入り
廃川敷地の生成

◇選管告示

選挙管理委員会の招集

参議院地方選出議員補欠選挙を行うべき事由の発生

条例の制定又は改廢の請求等のための署名を求めることが
できなくなる旨の告示

教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第八百五十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項
に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に

	内科	放射線科	外科	内科	小児科	診療科目	氏名	勤務	先
白石正晴	山崎秀雄	小林清	塩孜	三島巖	飯塚幹夫	整形外科	大濱満	米子市皆生一四八〇番地 労働福祉事業団山陰労災病院	
"	"	"	"	"	"	泌尿器科	西尾徹也	倉吉市下田中三四三番地 倉吉市上井町一の一三 谷口病院	

鳥取県告示第八百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定に

昭和56年9月22日 火曜日

鳥取県公報

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 三 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字西ノイツ一九七〇の二、一九七〇の四

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字二ノ甲龜山一二九六の三、一二九六の四、大字泊字後島一四二二の二、一四二二の九

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字泊字後島一四二二の八（次の図に示す部分に限る。）、一四二二の一〇、一四二二の一一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畠字小代路六七三の七一から六七三の七三まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畠字小代路六七三の七一から六七三の七三まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

一 解除に係る保安林の所在場所
 鳥取市高路字大藤谷口八三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 千害の防備

三 解除の理由
 林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県告示第八百五十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平林鴻三

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡三朝町大字下畠字小代路六七三の一（次の図に示す部分に限る。）、六七三の五三、六七三の五四、六七三の七四

2 保安林として指定された目的
 水源のかん養

1 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡三朝町大字大谷字高山三三の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 解除の理由
 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字落岩字宮向イ七二八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字川下モノ一 七一四の二六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百六十四号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

一起業者の名称

鳥取県

事業の種類

鳥取空港整備事業

立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市賀露町字米倉、字中浜及び字西浜、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目並びに湖山町北四丁目地内

立ち入ろうとする期間

昭和五十六年九月二十五日から昭和五十七年九月二十四日まで

二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百六十五号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

置いて縦覧に供する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年九月二十四日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 議題 参議院地方選出議員補欠選挙について

- 一 河川の名称
八橋川水系に係る二級河川八橋川
- 二 廃川敷地が生じた年月日
昭和五十六年九月二十二日
- 三 廃川敷地の位置

1 東伯郡東伯町大字八橋字御城山一三六三番三地先から同字一三七〇

2 東伯郡東伯町大字八橋字御城山一三六五番二地先から同字一三六九

3 東伯郡東伯町大字八橋字仲町南側一七七四番一地先から同字一七七

三番一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

1 土地 二〇六・〇二平方メートル

2 土地 六六〇・三四平方メートル

3 土地 七一・六二平方メートル

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

参議院地方選出議員に欠員が生じたため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百十三条第一項第三号の規定による参議院地方選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

参議院地方選出議員補欠選挙が行われることとなつたため、昭和五十六

昭和56年9月22日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和五十六年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

年九月二十三日から参議院地方選出議員補欠選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定若しくは改廃の請求、同法第七十五条第一項の規定による監査の請

7 昭和56年9月22日 火曜日

鳥取県公報

求、同法第七十六条第一項の規定による議会の解散の請求、同法第八十条第一項の規定による議員の解職の請求、同法第八十一条第一項の規定による長の解職の請求、同法第八十六条第一項の規定による副知事等の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第一項の規定による委員の解職の請求のための署名を求めることが難くなるので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第六項（同令第九十九条、第一百条、第一百十条、第一百六十一条及び第二百二十二条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年九月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十六年九月二十八日（月）午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 2 その他